

(案)

平成30年 月 日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市環境審議会

会長 鷲尾 圭司

公害防止協定締結について（答申）

平成30年7月13日付下環政第1369号で諮問のありました下関バイオマスエナジー合同会社との公害防止協定締結につきまして、公害防止対策及び環境保全の推進により資するものとなるよう、委員それぞれの経験や考えに基づき議論いたしました。

よって、市長におかれましては、別紙事項を参考に公害防止協定を締結するよう答申いたします。

なお、昨今の再生エネルギー利用の推進は時機を得たものではありませんが、各地に多くの設置事例があがっており、太陽光発電のように供給過剰の問題が生じる可能性もあります。また、地球環境問題としても、熱帯域の燃料を温帯域であるわが国で大量使用することは熱量と二酸化炭素の分布に影響することが危惧されています。こうした社会環境の状況を注視しつつ、本事業の適切な管理が行われるよう留意していただきたい。

(案)

別紙

- (1) 輸入先である木質資源の原産国の環境に影響や問題がない燃料を使用していただきたい。
- (2) 地元の山林から出る間伐資源を燃料として活用するなど計画的な森林活用を図っていただきたい。
- (3) 事業者が行う自主アセスの結果について、住民・行政との情報共有に取り組んでいただきたい。
- (4) 燃焼灰等の適正処理に際して、環境保全に努めることを協定書等に追記していただきたい。
- (5) 燃料等の飛散防止措置について協定書等に追記していただきたい。
- (6) 海域環境について施設稼動前の状態を把握していただきたい。
- (7) 事業期間終了後の公害・苦情等の解決措置について協定書等に追記していただきたい。

なお、その他として、環境モニタリングは事業者が行うものであるが、市民の安全を期するために市においてもチェックする体制を整えていただきたい。